

電子申請・届出システムについて

令和7年8月

茨城県長寿福祉課介護保険指導・監査G

■電子申請・届出システムとは

- ▶介護事業者からの各種届出をオンラインで提出可能とするシステム（厚生労働省運用）

■R6.4 介護保険法施行規則改正

- ▶令和7年度までに、すべての自治体において、システムを通じた申請届出の受付を開始
- ▶令和8年度以降は、システムでの提出を原則化

電子申請・届出の主なメリット

- ▶ 提出書類の印刷・郵送・持参の手間を削減
- ▶ 郵送の時間が生じないため、提出期限直前まで書類の準備作業にあたることが可能
- ▶ 提出した申請・届出の審査状況を随時確認可能
- ▶ 過去にシステムで提出した申請・届出の履歴を確認可能



介護事業者の事務負担軽減を図る

■令和7年6月～

- ▶「電子申請・届出システム」による受付開始
※従来通り、紙媒体での提出も可能

■令和8年1月～

- ▶原則として本システムによる提出
※紙媒体での受付は**原則不可**

◎以下のページに最新の情報等を掲載していますので、ご確認ください。

- 介護保険事業所等の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」について（茨城県HP）：

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/denshishinsei_kaigo.html

システムの対象となる申請・届出

様式番号	申請・届出の名称
様式第 1 号	指定（許可）申請
様式第 1 号の 2	指定（許可）更新
様式第 1 号の 3	指定特定施設入居者生活介護 変更申請
様式第 2 号	指定を不要とする旨の申出
様式第 3 号	変更届出
様式第 3 号の 2	再開届出
様式第 4 号	廃止・休止届出
様式第 5 号	指定辞退届出
様式第 6 号	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請
様式第 7 号	介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請
様式第 8 号	介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請
—	介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する届出

※令和 7 年 8 月時点における茨城県の運用

①GビズIDの取得

- ▶ システムログインにあたり、事業者において「GビズID」(GビズIDプライム)のアカウントが必要です。
- ▶ 未取得の事業者は、速やかにIDの取得手続きを進めてください。

■ GビズIDホームページURL (デジタル庁) :

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

②システムログイン

以下のページから、「GビズIDでログインする」をクリックし、GビズID・パスワードを入力してください。

■ ログイン画面URL：

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

電子申請・届出システム

[▶ お問合せ先](#) [▶ ヘルプ](#) [▶ ご利用条件](#) [▶ 専用窓口](#)



※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

[このページのトップへ](#)

③申請メニューの選択、申請・届出先の選択（１）

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. 申請届出状況確認

申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

1. 新規指定申請

新規指定申請を行う機能

2. 変更届出

1. 介護保険事業の変更届出

介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能

2. 法人情報に係る一括変更届出

複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能

3. 更新申請

更新申請を行う機能

4. その他

1. 再開届出

2. 廃止・休止届出

3. 指定辞退届出

4. 指定を不要とする旨の届出 ※

5. 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※

6. 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※

7. 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※

8. 介護予防支援委託の届出 ※

9. 指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請 ※

※ 4から7及び9は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ

5. 加算に関する届出

加算に関する届出を行う機能

6. 他法制度に基づく申請届出

介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

提出する申請・届出を選択してください

③申請メニューの選択、申請・届出先の選択（２）

[メニュー](#) > 加算に関する届出

届出先選択

届出者情報入力

添付書類アップロード

確認

加算に関する届出 届出先選択

届出先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

1. サービス分類選択

☒ 居宅施設 ☐ 地域密着型 ☐ 基準該当 ☐ 総合事業

2. 都道府県選択

都道府県

3. 届出先選択

届出先

- 1…「居宅施設」を選択
- 2…「茨城県」を選択
- 3…「茨城県」を選択

※指定権者区分が「政令市・中核市」、「その他の市区町村」となる場合には、指定権者選択においては、該当の市区町村まで必ず選択してください。

※選択した指定権者区分に応じて、様式入力画面で選択できる届出サービスの種類が変更となるため、ご承知おきください。

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に届出先自治体に確認をお願いいたします。

一時保存

次へ

メニューへ

[このページのトップへ](#)

※上記は茨城県に対して届出を提出する場合の例です。
市町村に対して提出する場合は、各サービスに応じて選択内容を変更してください。

④申請・届出の提出（１）

加算に関する届出 居宅施設

「※」は必須項目です。

届出者			
フリガナ※	シヤカイフクシホウジン チョウフク		
名称※	社会福祉法人 長福		
主たる事務所の所在地※	郵便番号: 310-8555	住所自動入力	
	都道府県	市区郡町村	町域
	茨城県	水戸市	笠原町
	番地以下: 978-6		
	建物名等:		
連絡先※	電話番号	029-301-3343 (内線)	FAX番号 029-301-3348
	Email	chofuku6@pre.fibaraki.jg.jp	
代表者の職名※	理事長		
代表者のフリガナ※	セイ: イバラキ	メイ: イチロウ	
代表者の氏名※	姓: 茨城	名: 一郎	
代表者の生年月日※	西暦 1960 年 4 月 1 日		
代表者の住所※	郵便番号: 310-8555	住所自動入力	
	都道府県	市区郡町村	町域
	茨城県	水戸市	笠原町
	番地以下: 978-6		
	建物名等:		

必要事項を入力

④申請・届出の提出（２）

加算に関する届出 居宅施設 添付書類アップロード

● 加算に関する届出書類アップロード

加算に関する届出関連書類は、以下にアップロードしてください。

	書類名称	アップロードファイル	アップロード日時	コメント	削除
記入例	特定事業加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所）	特定事業加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所）.pdf		特定事業所加算（Ⅰ）の届出書を提出いたします。	
1	【別紙1】介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	ファイルの選択 ファイルが選択されていません			行削除
2	【別紙2】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	ファイルの選択 ファイルが選択されていません			行削除
3	【別紙様式】「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する届出書	ファイルの選択 ファイルが選択されていません			行削除
4		ファイルの選択 ファイルが選択されていません			行削除

行追加

一時保存

次へ

戻る

このページのトップへ

**提出書類のファイルをアップロード
→次の「確認画面」で「届出」ボタンを押すと、提出完了**

申請・届出の状況確認

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. 申請届出状況確認

申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

1. 新規指定申請

新規指定申請を行う機能

2. 変更届出

1. 介護保険事業の変更届出

介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能

2. 法人情報に係る一括変更届出

複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能

3. 更新申請

更新申請を行う機能

4. その他

1. 再開届出

2. 廃止・休止届出

3. 指定辞退届出

4. 指定を不要とする旨の届出 ※

5. 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※

6. 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※

7. 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※

8. 介護予防支援委託の届出 ※

9. 指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請 ※

※ 4から7及び9は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ

5. 加算に関する届出

加算に関する届出を行う機能

6. 他法制度に基づく申請届出

介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

- ・ システムで提出した申請・届出の処理状況を確認可能
- ・ 「差戻し」となった申請の再提出も可能

その他留意事項

- ▶ 変更届をシステムから提出する際、「変更前の内容」・「変更後の内容」欄が未入力のため差戻しとなるケースが多数発生しています。
- ▶ 従来の「様式第3号」同様、忘れずに入力してください。

(入力例)

変更前の内容(添付ファイル等)	
変更前の内容(添付ファイル等)	管理者: 茨城 一郎(2025年7月31日まで)

変更後の内容(添付ファイル等)	
変更後の内容(添付ファイル等)	管理者: 茨城 二郎(2025年8月1日から)

- ▶ システムの操作方法詳細については、以下のマニュアルを参照してください。

- **【電子申請届出システム 介護事業所向け操作ガイド（第2.20版）】：**

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/operation_guide_2_20.pdf

- **【電子申請届出システム 操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版（第2.20版）】：**

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_2_20.pdf

- ▶ 最新の資料は、システムの「ヘルプ」ボタンからご確認ください。